

## 議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和3年1月21日(木) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	青木敬博君	2番	長沢正君
3番	四宮和彦君	4番	宮崎雅薫君
5番	大川勝弘君	6番	重岡秀子君

○出席議員 6名

議長	佐山正君	副議長	中島弘道君
議員	杉本憲也君	議員	井戸清司君
〃	篠原峰子君	〃	佐藤周君

○オブザーバー 5名

議員	田久保真紀君	議員	仲田佳正君
〃	鈴木絢子君	〃	浅田良弘君
〃	石島茂雄君		

○出席議会事務局職員 5名

局長	富士一成	局長補佐	森田洋一
係長	鈴木綾子	主事	福王雅士
主事	山田拓己		

○会議に付した事件

- 1 市議会申し合わせ事項の一部改正について
- 2 その他

---

○会議の経過概要

○委員長(宮崎雅薫君)開会する。

---

○委員長(宮崎雅薫君)5番 大川勝弘委員から遅刻の届出があったので報告する。

---

○委員長(宮崎雅薫君)日程第1、市議会申し合わせ事項の一部改正についてを議題とする。

本議題については、さきの12月定例会の本委員会において協議をしたところ、閉会中に継続して協議をすることとなったため、本日、委員会を招集の上、皆様から意見等を提示いただ

き、意見交換等を行うものである。協議については、去る1月18日に、既に皆様のお手元に配付した、申し合わせ事項の改正に対する意見を基に進めていきたいと思うので、よろしく願います。

それではまず、この場で改めて各会派及び会派に所属していない議員から順次、ご意見等をお伺いしたいと思うが、その前に、提案会派である正風クラブの代表が私であるので、改めて申し合わせ事項の見直しについての提案の趣旨を説明させていただきたいと思う。これは、予算・決算の質疑の審議が深夜に及んだり、翌日までの審議となった事例を踏まえて、代表質問と予算・決算の質疑を見直し、平成25年3月定例会において試行を始めたということである。今現在もそうであるが、委員会に付託する大綱質疑については、所属する委員は所管委員会の大綱質疑はできないというような不文律の下で、申し合わせ事項にも書いてはいないが、そういうことで議会を運営してきた。しかしながら、大綱質疑制度の申し合わせ事項の文章の中に、(10)で「質疑は、自己の所属する常任委員会が所管する内容に及ぶことができるものとする」という、会派制を取っているので、会派によっては代表として、所属している委員会の部分についても聞いてくれと頼まれる場合がある。例えば、壇上で質疑する議員が、総務委員だとすると、総務委員会の内容に及ぶ可能性がある。そういうようなことで、この大綱質疑については、会派においては、登壇する議員の所属する委員会の質疑も許可せざるを得ないのではないかと、想定をしてやってきたわけであるが、事例として、9月定例会において自己の所属する委員会の質疑があった。これは、申し合わせ事項に不備があるのではないかと。こういった今まで文章にないようなものも、やはり文章に入れておかないと誤解が生じてしまう。そういうことで提起させていただいた。

その後、何回か皆さんに意見をいただき、今回の委員会に至った経過である。11月24日に開催した議会運営委員会においても各委員から意見が寄せられ、その要点メモも改めて配付させていただいた。さらに、もう少し具体的に協議するために事前に各委員から、それからオブザーバーである会派に所属していない議員から意見をいただき、協議をしたほうがよいのではないかと、意見をいただいたところである。

それでは、順次、意見を伺いたいと思う。

- 1番（青木敬博君）正風クラブでは賛成である。理由としては、本会議場では議場の外にいる人も含めると30人から50人程度の当局側の出席がある。それが委員会になると半分程度になる。ほぼ平均時給2,000円以上の人たちしかいない中で、委員会ですること数を人数の多い本会議場で行うことは経費の無駄遣いとなり、本来、経費の無駄遣いをチェックする立場にある議員がそれを行うのはおかしいと考えることから賛成する。

また、先ほど代表も言っていたが、3人の会派だと登壇は1人しかできないし、その後の質

疑も1人しかできない。その場合、例えば福祉文教委員の人が壇上に立つとして、観光建設委員の人が、福祉文教のことを聞いてくれというのは会派であれば普通にあると思うので、会派の人が質疑するのは、やれるということと意味合いが違うと思う。

○2番（長沢 正君）我が会派としては、改正については提案のとおり賛成である。ただ、資料を見ると全体的に意見がばらばらであるので難しいのかなと思う。今の議会活動活性化協議会のほうにも、予算・決算委員会のような協議の場の話が出ているはずであるので、できればそういったことも考えて、今回、意見を統一するのは難しいと思うので、予算・決算の特別委員会を検討したほうがいいのではないかということである。

○3番（四宮和彦君）書面のとおりであるが、まず、議員平等の原則というのが大前提としてあるわけであるから、会派に所属しているかあるいは所属していないかということによって、議員の権限が異なるということは絶対許されることではないということがまず第一にある。その中で議員の質問権というのは最大限守られるべきものであるということが1つある。それから、所属する常任委員会の質疑を行うか否かというのは、会派に所属しているかないかはまったく関係ない話で、逆に会派を3人以上で構成しているのなら所管の常任委員会が全てあるので、予算大綱質疑や決算大綱質疑をやらないで、付託案件については全て委員会でやればいいのではないかという話になってしまうわけであるから、それは会派に所属しているしていないの問題とは関係のない話であるということが2点目である。

ただ、強いて言えば、議事の円滑な進行という点で、例えば本会議場で行った質疑を改めて委員会で行ったりだとか、繰り返し行うことで何度も同じ答弁を繰り返させるような、ある意味議事の妨害のような質疑をすることにはあってはならないと考える。その辺のことから考えれば、自己の所属する常任委員会の所管する内容の質疑については、そこで行うことが適切であろうという観点からすると、ある程度抑制的であってもしかるべきであろうというふうには考える。それは当該議員自身が判断すべきことであるし、さらに言えば、議長や委員会の委員長には議事整理権があるわけであるから、その中でしっかりとコントロールをしていけば済む話なのではないかと思う。例えば、本会議場で大綱質疑を行い、第2質疑で非常に細かなことまで再度質疑して追求していくようなことは、本来は委員会でやるべきことであって、それは大綱にとどめるという範囲の中で考えるべきことである。それを議長が議事整理権をもって質疑者に対して注意を促していけば済むことであるから、そこまで禁止をしてしまうということには必要ないであろうと考えている。以上のことから、基本的には反対をするということであるが、ただ、どこかで着地点を探さなければいけないということであると、書面に書いたとおり「自己の所属する常任委員会が所管する内容に及ぶことがないよう配慮すること。」程度に収めるのであれば、その辺のところは同意ができるというのが我々の会派の意見である。

- 5番（大川勝弘君）委員会で議論すべきこと、それを議場で何回やっても同じことの繰り返しになる。元々問題となったのは、おそらく会派に所属していない議員が大綱質疑で、自分の委員会の中でも同じ質疑をして、同じことを繰り返したというのが今回、こういった議題の前提としてあると思っている。そういう面では、同じことを繰り返して行うというのは議員としてはパフォーマンスの一環にしかすぎないのではないかと考える。そういった面で、今回こういう議題となったことを考えると、確かに、そういう前提などが分からなかったのかもしれないが、本来、伊東市議会は会派制を取っており、会派を代表して大綱質疑を行うということが前提であり、委員会だけの内容をその委員会に所属する人が行うというのはあんまりいいことではないと正直考えたので賛成とさせていただいた。
- 6番（重岡秀子君）こういう決まりになったという経過が先ほど説明がされたが、大綱質疑は会派で1人20分×人数ということで、それになり、今行っている補正予算の質疑のようなものが当時もあったが、それは自分の委員会に関わることはできなかった。それ以外に代表質問があった。そういうことからすると、委員会で行えるのではないかと言うのであれば、大綱質疑はなぜ行うのか。委員会の質疑とどこが違うのかということのを少し整理してこの議論はしなければいけないのではないかと思う。この決まりが決まったときに、私も会派に所属していない議員で、森議員と掬川議員とで3人であった。そういう決まりがなかったので、森議員などは総務委員会であったが、総務に関わることを大綱質疑で行っていたし、私は自分の所属している委員会の質疑かどうかという問題より、予算・決算の大綱質疑というのは、その予算・決算の評価というか賛否に関わる重要なものを選んで、それがたまたま自分の委員会のもので、それは絶対ここで聞きたいと。先ほど、本会議場では給与が高い人が多く、経費がということであったが、市長が壇上で答弁をするし、基本的には部長が中心に答弁を行う。それが委員会と違うところではないかと思う。その辺の整理をしないと委員会で質疑すればいいのではないかという話にはならないのではないか。それであれば全部委員会でやればいいのではないか。その辺のことで、確かに25分間しかない中でもったいないとかそこら辺のことはあると思うが、その人の想いや質疑の中身の重い軽いの問題ではないかと思う。付け加えて意見を言わせていただくと、かつて大綱質疑は、この事業について何うというような向こうからの答弁を聞いたら終了というようなものではなかった気がする。もっと1問1答で議論を深めたりで、ただ向こうからの答弁を聞くだけというのではなくて、なぜこの質疑を自分たち会派は行うのかというのを明確にしてやるようなものが大綱質疑ではないかと思う。これは私の考えである。
- オブザーバー（田久保真紀君）四宮委員から奇麗に説明していただいたが、会派に所属していればできる、会派に所属していなければできないという記述は、議員平等の原則に反するものであるので、このような申合せというのはいかがなものかというのが大前提であるが、先ほど

から何回か説明いただいているが、会派であれば問題がなくて、会派でないとな問題になるというところの、頼まれた部分は含まれていてもよくて、頼まれていないと含まれていては駄目というのはどういうことなのかが、何回も言っていたいただいているが、頼まれていなくて本人だと駄目だということの理由が私ははっきり分からないところが1点。

それと、個人に対することで申合せするというのはいかがなことかと。それはその個人に対して議長からの注意であったり、先輩議員の皆さんからの指導であれば十分なことであり、そういったことが加味されて申合せするのであれば、それは申合せの改正自体がいかがなものかなと思うのが1点。

それと、時間がもったいないというような意見もいただいているが、そういったことであれば、大綱質疑の中で、決算大綱で対象年度ではない次年度についての質疑等もあった。そういったことは時間のコストということを考えてときに無駄ではないのかと。時間のコストをまず優先と考えてこの申合せを改正するのであれば、先に考えなければいけないことというのは、他にあるのではないかと思う。そういった意味では、一体何のためにこの改正がされるのかを、基本的な問題点がどうもぼやけてははっきり見えない。それであるとまず、賛成であるか、反対であるかの前にそこをしっかりと洗い出ししていただかないと、なかなか賛成、反対の判断がつかないというところで私は反対をさせていただいた。

- オブザーバー（仲田佳正君）四宮委員の考えに私は近いが、議員1人1人は個であり、その平等性を欠いてはいけないというのがまず第一であり、委員会で質疑できることは委員会内というのは確かにそういう部分も理解はする。私は修正案ということで、極力及ばないようにするが、議員としてどうしても質疑しなければならない事項があるのであれば、所属する委員会の内容であってもやるべきであると思うし、そのことに関しては内容にできるかぎり及ばないよう配慮するという形で文言を変更して、修正案ということで意見を提出させていただいた。
- オブザーバー（鈴木絢子君）大綱質疑は、議場で政策的意見など、そういったことも質疑できる場であるので、委員会質疑などの細かい質疑ではなく、どうしてもこれは聞きたいというようなものが所属の委員会の内容であったとするならば、それは問題ないのではないかと考える。全質疑が所属の委員会の事項など、先ほどの議事を妨害するような質疑であれば、議長判断の下、質疑通告の際に、全質疑が所管委員会であったならそれはどうにかならないかなど、議長の判断で指示や修正をしていただいたり、議事中であったら議事整理権でアドバイス、修正していただけたらと思う。先ほどから四宮委員や仲田議員が言っているとおり、全面的に所管する委員会の内容に及ぶことができないとするのではなく、配慮するという軽い形の修正案を望む。
- オブザーバー（浅田良弘君）これまでの反対の皆さんと同様な意見であるので、繰り返して言

及することもないと思うが、やはり反対の理由の一つは、実際に議場で所属する委員会の質疑を行う、委員会の内容の質疑を行うということについては、やはり直接、市長に聞きたいと。委員会では、その市長の答弁を各部長、課長に聞くと。それが最も理解しやすい筋道なのかなと私は思っている。以前は、大綱質疑で聞いたことを委員会で聞くというのはなかなか聞きづらいうのが私の経験としてはある。なので、今回の件について、このまま協議を続けるということであればおそらくなかなかまとまりがつかないと思うので、この議運の中で、落としどころというか、ある程度の筋道を決めていただきたいと思う。何にしる議員の発言を制限するということは、やはり市民の声が届かなくなると私は考えている。

○**オブザーバー**（石島茂雄君）私は修正案を提出するという意見であるが、この理由としては、まず、この3つの回答の中でどれが市民のために有効であるかを考えた場合には、質疑であるので国や市の現在の状況によると思う。例えば、現在のコロナ、経済問題、支援、給付、これらは刻々と変わってくる、それに対して質疑であってもやはり議員の発言権は制限されるべきではない。それはやはり私であっても、その支援者がいて相当の市民の声がある。それを皆さん1人1人が抱えているわけである。これが状況によっては一転してしまう。それを制限してしまうとやはり市民の声を届けるのは厳しくなる。さらにそれを質問することができなくなると、その方々の想いが伝わらない。この2点のことから、私は、「ただし、会派に所属していない議員による質疑は、出来る限り自己の所属する常任委員会が所管する内容に及ばないように考慮する」という、出来る限りという程度にしていきたい。そういう理由から修正案を提出した。よろしく願います。

○**委員長**（宮崎雅薫君）次に、ただいまお伺いした意見等について、意見交換を行う。発言を許す。

○**1番**（青木敬博君）今の意見を集約すると、四宮委員の最後に一文書いていただいている修正案の内容が今回の結論としてふさわしいのではないかと思う。私としてはこれでよいのではないかと思う。

○**6番**（重岡秀子君）正風クラブの意見であるが、本会議場では大勢の当局の出席があり、委員会になると半分程度になるということだが、なので本会議場は委員会と違って重要だということではないか。やはり議場での大綱質疑と委員会での質疑は価値が違うというような、重い、軽いがあるのではないか。どうしてもこれを本会議場で扱いたいと思えば、それが自分の委員会の所管する予算などの場合もあると思うので、その辺だけは整理していただきたい。

○**1番**（青木敬博君）重岡委員の言っていることは今の改正するしないの本筋とずれてしまうのと、自分たちは四宮委員の修正案でよいのではないかということで落ち着いているので、その話はまた別の機会に。それを言うのであれば質疑と質問の違いもどうなのか。先ほどから質疑

と質問という言葉が出ているが、そこも整合性を取らなければいけないし、自分の中では、それを決めるのであれば徹底的に別なことをやらなければならぬと思っているので、今回のこの改正については修正案でよいと思っている。

○6番（重岡秀子君）何を言いたいかというと、本会議場で行う大綱質疑と委員会の質疑が違うのか、違わないのか。大きな会派は委員会でやってもよいことをやってくれと頼んだらやってもいいという話だと、そこは整理してこの議論をすべきではないか。

○1番（青木敬博君）その整理は別の話ではないかと思っている。

○委員長（宮崎雅薫君）暫時休憩する。

午前10時29分休憩

---

午前10時34分再開

○委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

田久保議員の意見への回答になるか分からないが、議員平等の原則と代表質問制度の資料を置かせていただいた。質疑と質問の違いなどについては、議会図書館にもいろいろな資料があるが、よく使われているのは地方議会運営辞典であり、事務局にもあるのでこういうものも理解を深めるためには参考にしていただいたり、事務局に問合せをしていただきたい。この議会運営委員会は、議員それぞれの判断の下に運営していくというものであるので、ほかの委員会のように当局に対して質疑をする場でもないので、そういうことをご承知おきいただきたい。

本日はこのような議題であるので、この議題に関しては委員とオブザーバー含めて発言を自由にしたいと思う。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）異議なしと認める。

○オブザーバー（田久保眞紀君）2点確認させていただくが、時間がもったいないという改正の理由に関しては外れるということでのよいのかというのが1点と、パフォーマンスを禁止すべきという意見があったが、これは、個人の発言を制限するために申し合わせ事項の改正が提出されたということではないと思うが誤解を与えかねない意見であったので、まずこの見解を。それはなぜかという、今回、大綱質疑をしている個人の議員は1人しかいないので、そのような事実意見を重ねられると、まるで発言封じのために申し合わせ事項の改正するかのように誤解を招きかねないと思うので、そこはしっかりとそうではないのであればはっきりさせていただきたい。パフォーマンスを禁止というご意見があったが、そうであるならば、本会議場での全議員のパフォーマンスは禁止すべきであるので、そういったことの判断は議長がすることになると思うが、出される意見の本題というか、結局今、何が問題となっているかがはっきり

しないので錯綜した意見が出るのかなと思う。この2点についてはどうか。

○5番（大川勝弘君）先ほど私がお話させていただいたのは、会派に所属していない議員の大綱質疑がきっかけでこういった問題が出ているということを発言させていただいて、それとパフォーマンスというのはまた別の言葉を組み合わせただけだが、実際、この大綱質疑において、自分の所属する委員会の所管部分だけを質疑した議員はいないという前例があり、今回、個人の議員の大綱質疑が、自分の所属する委員会の所管部分のみであったということがきっかけで今回のこういった議論が始まったと思っているという発言の趣旨であったが、それが、その個人議員の発言を制限するためではなくて、そういうことがあったのでこういう議論になっているという前提で話をしているので、個人的な攻撃をするわけではなくて、今回の議論が始まったきっかけがこういうことなのでこういう発言をさせていただいた。皆さん議場で聞いていたとおり、大綱質疑において、自分の所属する委員会の所管のみの質疑であったのでそういう発言になった。個人を攻撃するような内容ではないと思っているので、その辺りは誤解がないようお願いしたい。

○委員長（宮崎雅薫君）暫時休憩する。

午前10時40分休憩

---

午前10時45分再開

○委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

一通りそれぞれの意見を伺って、既に1番の青木委員からは四宮委員の発言された修正案でよいというような意見も出たが、再度改めて各委員それからオブザーバーの皆さんから、原案に対して賛成、反対または修正案に賛成なのかを伺いたいと思う。

○1番（青木敬博君）先ほども申し上げたが、四宮委員の修正案が皆さんの納得する方向だと思うので、修正する方向でいきたいと思う。

○2番（長沢 正君）原案に賛成であるが、意見が一致しないのであれば修正も何もせず、現状のままでよいと思う。

○3番（四宮和彦君）うちの会派としても基本的なスタンスは現状どおりでいいと思っている。今回の提案については反対というところではあるが、全議員が落としどころとしてこういうところでだったら合意できるということで、私が提示したものに皆さんが合意できるのであれば、その修正案ということで同意ができる。

○5番（大川勝弘君）基本的には賛成であるが、意見が割れているので四宮委員の修正案に賛成という形で今回はさせていただく。

○6番（重岡秀子君）自分の委員会に属さない質疑のほうが望ましいや配慮すべきであるという

理由がまだすっきりしていないと私は思う。私は今、総務委員だが、一人会派だった場合、予算のことで重要なこともあるけど聞けないし、25分間で移住や人口問題も聞きたいといったときに、総務委員で一人だったらそのような重要な課題が聞けないというか、やはり制限されてしまうと私は困るなど少し思う。今回、ここでこれだけの議論をしたので修正をしなくてもいいのではないかと思うが、ただ、もう少し、なぜそっちのほう望ましいのかを議論しないと。私は現状のままでよいと思う。

○オブザーバー（田久保眞紀君）私は、改正には反対をさせていただく。

○オブザーバー（仲田佳正君）四宮委員の修正案のほうに賛成させていただく。

○オブザーバー（鈴木絢子君）私も四宮委員の修正案のほうで賛成である。

○オブザーバー（浅田良弘君）私も皆さんがおっしゃりとおりの修正案でよい。現状を変えなくてもよいと思うが、話がそのまま平行線で終わらないようであれば落としどころをつくっていただきたい。

○オブザーバー（石島茂雄君）先ほども申し上げたが、私も四宮委員の修正案に賛成をする。

○委員長（宮崎雅薫君）反対という意見や賛成という意見、そして現状のままでという意見があり、全会一致にはならないようである。申し合わせ事項は議員の皆さんの全会一致という中で運営をしているので、多数決の原則というものもあるが、修正案でよいという意見もあり意見がまとまりそうもないので、再度、議会運営委員会を開くのか、現状のままでいくのか調整したいと思う。

意見調整のため、暫時休憩する。

午前10時51分休憩

---

午前10時57分再開

○委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

各委員とオブザーバーの皆さんから意見を伺った。一つの意見にはまとまらないということで、私としてはもう一度、修正案を提案させていただき、その修正案のみについて委員会を開催し諮りたいと思うが、いかがか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

日程調整のため、暫時休憩する。

午前10時58分休憩

---

午前11時 1分再開

○委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

原案での合意には至らなかったため、改めて1月28日、午前11時から議会運営委員会を開会させていただきたいと思う。ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で日程第1、市議会申し合わせ事項の一部改正についてを終了する。

---

○委員長（宮崎雅薫君）日程第2、その他を議題とする。

事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）先だって常任福祉文教委員会協議会の中で、保育士の会計年度任用職員の給与計算を誤り減額しすぎたという報告があったわけであるが、これは、エクセル上の入力ミスであるという簡単な話で済ませていたが、本会議場での質疑に対する答弁も間違っていたということになる。その時の委員会の中でもうちの会派の杉本議員がかなり追求し、一度休憩も挟み、確認までさせたが、さらに間違った答弁をしたということになると、かなり重大な問題だと思うわけであるので、所管委員会に限定して話を終わらせるのではなくて、議会への説明——例えば議運等に当局が来てしっかりと説明を行なうべきだと思うが、その辺のところの申し入れをしていただけないか。

○議長（佐山 正君）この後の代表者会議で、当局からその旨の報告がされる予定である。

○委員長（宮崎雅薫君）ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第2、その他を終了する。

---

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

---

○閉会日時 令和3年1月21日（木）午前11時4分（会議時間45分）

---

以上の記録を認める。

令和3年1月21日

委員長 宮 崎 雅 薫